

* 入札等に関する注意事項 *

1 入札参加申請について

入札に参加する場合は、告示に示された期限までに、埼玉西部消防組合制限付一般競争入札参加申請書（物品購入等）及び入札公告に定める入札に参加する者に必要な資格を確認できる資料を持参又は郵送により提出してください。

2 来場時の注意事項

入札会場で御用意できる駐車場には限りがあります。お車で来場した際、来庁者用駐車場が満車の場合はお近くのコインパーキング等を御利用ください。

3 入札時に必要なもの

入場後、入札開始に先立って以下の書類を提出していただきます。

- (1) 委任状 代理人が入札する場合に必要
- (2) 名刺 契約権限者本人が入札する場合に必要

4 委任状について（代理人が入札する場合）

- (1) 代理人をもって入札する場合、必ず委任状を提出してください。
- (2) 委任状は、埼玉西部消防組合の書式のものを使用してください。

5 名刺について（契約権限者本人が入札する場合）

会社名・住所・職名・氏名が確認できるものを提出してください。

6 入札の方法について

- (1) 入札は、入札書により行い、初度の入札で落札しない時は再度入札を行います。入札書は、封筒に入れ封かんして入札箱に投函してください。再度入札の時も同様とします。
- (2) 再度の入札でも落札しない時は入札を打ち切り、引き続き再度入札において最低及び次位の価格を入札した者により見積書による見積合せを行い、落札候補者を決定します。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を決定金額とするので、入札書に記載する金額は、見積った金額の110分の100に相当する金額としてください。

7 契約保証金について

契約の相手方は、(1)により契約保証金を埼玉西部消防組合に納付してください。ただし、(3)の場合は、契約保証金が免除されます。

(1) 現金納付

埼玉西部消防組合契約規則により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約日までに納付書兼領収証にて指定金融機関に入金してください。

- (2) 契約保証金の納付に代えて提供することのできる担保は、埼玉西部消防組合契約規則第21条第4項に定めるもののうち「銀行等又は保証事業会社の保証」とします。

(3) 契約保証金の納付免除

ア 保険会社との間に埼玉西部消防組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した場合

イ 過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した場合

※ 当該契約書の写し及び履行が確認できる書類の写しを提出してください。なお、埼玉西部消防組合との契約である場合は不要です。

8 その他

- (1) 入札開始後到着した者は、入札することができません。
- (2) その他すべて組合の指示により入札してください。

お問合せ

埼玉西部消防組合 契約会計課
契約・検査グループ
電話 04-2929-9136
FAX 04-2929-9127